

# 財団法人長野県市町村振興協会コミュニティ助成事業実施要綱

平成 13 年 3 月 27 日制 定

平成 22 年 1 月 28 日全部改正

平成 23 年 2 月 22 日一部改正

## (目的)

第 1 条 この要綱は、財団法人長野県市町村振興協会(以下「協会」という。)が、自主的な住民のコミュニティ活動の促進を図ることにより、地域の連帯感の醸成や自治意識の向上など、市町村の振興、発展に寄与することを目的として、市町村が行うコミュニティ事業に対して交付する助成金に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第 2 条 この要綱でいう「コミュニティ助成事業」とは、財団法人自治総合センター(以下「自治総合センター」という。)が定めるコミュニティ助成事業実施要綱(以下「自治総要綱」という。)に準じ、協会が定める事業をいう。

2 この要綱で「コミュニティ組織」とは、同一地域内に住所を有する住民により組織され、市町村がコミュニティ活動を行っていることを認める自治会等の組織で、一地域に 1 者で継続的な活動を行うものをいう。

3 この要綱で「自主防災組織」とは、市町村が認める地域の自主防災組織(災害対策基本法第 5 条第 2 項に定める組織)をいう。

4 この要綱で「市町村」とは、長野県に存する市町村をいう。

5 この要綱で「間接補助」とは、この要綱の定めるところにより、市町村が協会の助成を受けてコミュニティ事業を実施するコミュニティ組織に対し、助成金を交付することをいう。

6 この要綱で「事業実施主体」とは、助成金の交付を受ける市町村又は間接補助を受けるコミュニティ組織、自主防災組織及び消防団をいう。

## (助成事業)

第 3 条 助成事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 一般コミュニティ助成事業 自治総要綱で規定する一般コミュニティ助成事業に該当する事業

(2) 地域防災組織育成助成事業 自治総要綱で規定する地域防災組織育成助成事業に該当する事業

2 助成事業は、事業実施主体が活動する地域に属する全ての住民が等しく受益を受けるものと認められなければならない。

## (助成金の交付額)

第 4 条 助成金は、助成事業ごとに次の額を超えない範囲で協会の予算の範囲内で交付する。

(1) 一般コミュニティ助成事業 100 万円以上 250 万円以内

(2) 地域防災組織育成助成事業

自治総要綱第 2 助成事業 1 (3) 地域防災組織育成助成事業アからキの事業ごとに次

に掲げる額

ア 30万円以上200万円以内

イ 30万円以上250万円以内。ただし、このうち設備の整備については200万円以内

ウ 50万円以上100万円以内

エ 100万円以内。ただし、防火防災訓練用資器材の整備については、60万円以内

オ 40万円以内

カ 100万円以内

キ 100万円以内

2 助成金は、10万円単位とし、10万円に満たない事業費は切り捨てる。

(助成事業の実施期間)

第5条 助成事業は、協会の会計年度を超えてはならない。ただし、やむを得ない事情により、年度内に事業が完了できない場合で協会の承認を得た場合は、この限りでない。

2 コミュニティ助成事業（自治総合センターの助成を受けたものを含む。以下同じ。）を受けたコミュニティ組織は、助成金の交付を受けた後、5年間は再びコミュニティ助成事業の助成を受けることができない。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする事業実施主体は、次に掲げる事項を記載した助成金交付申請書を住所地の市町村に提出するものとする。

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所

(2) 助成事業等の目的及び内容

(3) 助成事業等の経費の配分、経費の使用方法、助成事業の完了の予定期日その他助成事業の遂行に関する計画

(4) 交付を受けようとする助成金等の額及びその算出の基礎

2 前項の交付申請書の提出を受けた市町村は、事業実施主体から提出のあった助成金交付申請書を添付した助成申請書(自治総要綱の様式を準用する)を協会に提出するものとする。

3 自らコミュニティ助成事業を実施する市町村は、第2項に規定する助成申請書を協会に提出するものとする。

4 助成金の交付申請は、協会が指定する期日までに協会に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第7条 協会は、助成申請書を受理したときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成対象の可否及び助成額を決定し、申請者に文書により通知するものとする。

(助成金の交付の条件)

第8条 協会は、助成金の交付決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するため必要があるときは、事業実施主体に対し、次に掲げる事項につき条件を附する

ことができる。

- (1) 助成事業を行うため締結する契約に関すること。
- (2) 助成事業に要する経費の使用方法に関すること。
- (3) 助成事業により取得した財産又は効用の増加した財産の管理に関すること。
- (4) 助成事業に要する経費の配分又は助成事業の内容の変更（助成金額に変更を生じない軽微な変更を除く。）をしようとするときは、すみやかに協会に報告してその承認を受けるべきこと。
- (5) 助成事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は助成事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難となったときも含む。）は、すみやかに協会に報告してその承認を受けるべきこと。
- (6) 前各号のほか、助成事業の遂行につき特に必要と認められる事項

2 市町村は、間接補助により助成金を交付する場合、助成金の交付について協会が条件を附したものがあるときは、事業実施主体に対し、これを遵守するために必要な条件を附さなければならない。

（助成事業の変更又は取り下げ）

第9条 事業実施主体は、助成金の交付決定を受けた助成事業の内容または期間等の変更をしようとするときは、その理由を記載した助成事業変更申請書(自治総要綱の様式を準用する)により協会（間接補助を受ける事業実施主体にあつては、住所地の市町村。以下同じ。）の承認を受けなければならない。ただし、助成金の額が変わらない場合で、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 事業実施主体は、助成金の交付決定を受けた助成事業を実施しない場合は、助成事業の取り下げを行わなければならない。

（実績報告）

第10条 事業実施主体は、助成事業が完了したときは、助成事業実績報告書(自治総要綱の様式を準用する)に領収書等実績報告に必要な書類を添付して協会に提出しなければならない。

（助成金の確定）

第11条 協会は、助成事業実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、助成金額を確定するものとする。

（助成金の請求）

第12条 事業実施主体は、助成金の確定を受けたときは、協会に対し助成金の支払い請求書により支払い請求をすることができる。

2 協会は、事業実施主体から助成金の支払い請求書の提出があつたときは、事業実施主体の指定する口座に口座振込みにより支払うものとする。

（状況報告）

第13条 協会は、事業実施主体に対し、必要に応じ、助成事業の遂行の状況について報告を求めることができる。

2 協会は、完了した助成事業について必要と認めるときは、事業実施主体に対し報告を求めることができる。

(助成事業の遂行の指示)

第 14 条 協会は、事業実施主体の報告等により、必要と認める場合は、その者の助成事業の遂行について指示することができる。

2 協会は、事業実施主体が前項の指示に従わなかったときは、その者に対し、助成事業の一時停止を求めることができる。

(財産の処分制限)

第 15 条 事業実施主体は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）について、助成事業の目的に沿って有効に活用しなければならない。

2 事業実施主体は、財産を助成事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、助成事業の完了の日から 5 年間を経過した場合はこの限りでない。

3 事業実施主体は、前項の期限を迎える前に財産を目的に反して使用等しようとする場合は、協会の承認を得なければならない。ただし、助成事業の目的の支障とならない範囲で、かつ一時的な使用については、承認は不要とする。

4 協会は、財産が助成金の交付目的に反して使用等されていると認める場合は、既に交付した助成金の全部または一部の返還を求めることができる。

(立入調査等)

第 16 条 協会は、助成事業に関し必要があると認めるときは、市町村又は事業実施主体に対して報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(宝くじの普及広報)

第 17 条 助成事業により取得した財産には、助成金の交付を受けた年度及び「市町村振興宝くじ助成備品」の表示をしなければならない。

2 前項で表示した財産を広報誌等を通じ「市町村振興宝くじの助成金で整備した」旨の広報を行うものとする。

(委任)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則(平成 13 年 3 月 27 日)

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 2 月 9 日)

この要綱は、平成 19 年 2 月 9 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 22 年 1 月 28 日)

1 この要綱は、平成 22 年 1 月 28 日から施行し、平成 22 年度分の事業から適用する。

2 この要綱の施行の日以前に自治総合センター又は協会の助成を受けた者は、この要綱の規定による助成金の交付を受けたものとみなす。

附 則(平成 23 年 2 月 22 日)

この要綱は、平成 23 年 2 月 22 日から施行し、平成 23 年度分の事業から適用する。